

## 業務体制および関連する資格や免許等の取得状況：総務部環境安全管理課

岩原 正一

筑波大学総務部環境安全管理課

〒305-8577 茨城県つくば市天王台 1-1-1

### 1. 技術職員の業務体制

筑波大学総務部環境安全管理課の技術職員として、教育および研究におけるサポートとして ①実験系廃棄物に関することと ②労働安全衛生に関することの 2 通りの業務を行っている。

### 2. 技術職員の資格や免許等の取得状況

技術職員の資格および免許の取得状況は、表 1 の通りである。

水質汚濁防止法及び下水道法で規制されている物質等を取り扱う実験室にある実験流しは特定施設にあたる。特定施設のある事業者は特定施設の廃水を処理する除外施設の設置が同法律で義務付けられている。学内には 2 か所に除外施設としての実験廃水処理施設が設けられている。その実験廃水処理施設からの排水等の水質測定とその記録の保管も義務付けられている。その水質測定に環境計量士としての技術が役立てられている。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。廃棄物処理法)に定められた制度(職制)の一つとして特別管理産業廃棄物を生ずる事業場ごとに置くことが必要とされる特別管理産業廃棄物管理責任者は、環境省令(中央省庁再編前の厚生省令を含む)で定める資格に該当する者を事業者の指定に基づき就く。特別管理産業廃棄物管理

責任者は、その事業場における当該廃棄物の処理に関する業務が適切に行われるよう管理することを職責とする。

実験廃棄物には消防法の危険物にあたるものあり、その保管、処理、処分に危険物取扱者の知識が役立てられている。また、薬品管理にも、また、下記に述べる巡視にも役立てられている。

廃液処理、廃水処理に公害防止管理者の知識が活用されている。

労働安全衛生法に関する巡視を実施するためには、衛生管理者の資格が必要である。事業場の衛生についての診断及びこれに基づく指導を行うことのできる労働衛生コンサルタントの資格を有する者が、研修会等で衛生管理者を指導している。

実験者が使用するドラフト等の点検が義務付けられている。局所排気装置自主検査インストラクターが自主検査を行えるよう講習会を実施している。

有機溶剤を使用するなどの作業場について、一般に年に 2 回作業環境測定を実施しなければならない。第一種作業環境測定士が取りまとめて実施している。

リスクアセスメント・リスクマネジメントを実施する専門家であるオキュペイショナルハイジニストは、事業者が職場での健康上のリスクを評価し、管理するために必要な技術的支援を行っている。

表 1. 免許・資格取得状況

	資格・免許等の名称
実験廃棄物関連	環境計量士(濃度、騒音振動) 甲種危険物取扱者 特別管理産業廃棄物管理責任者 公害防止管理者(水質、大気一種)
労働安全衛生関連	衛生工学衛生管理者 第一種作業環境測定士(1号、3号、4号、5号) 局所排気装置自主検査インストラクター 労働衛生コンサルタント 有機溶剤作業主任者 認定オキュペイショナルハイジニスト(日本作業環境測定協会)